

国内カートコース公認規定

※下線部：変更箇所

改正案	現行規定
<p>第1条～第6条 【略】</p> <p>第7条 公認の手続き 国内カートコースの公認申請手続きは、以下の通りとする。</p> <p>1. 申請手続き 公認申請者は、所定の申請に必要事項を記入し、以下の添付書類と所定の申請料を添えて競技会開催の3ヶ月前までにJAFに提出すること。 また、更新手続きは公認の有効期間が満了する年の11月末日までに所定の申請に必要事項を記入し、添付書類と所定の申請料を添えてJAFに提出すること。 ※添付書類については電子媒体にて作成したものを提出してもよい。その場合は、提出方法について予めJAFに確認すること。</p> <p>2. 【略】</p> <p>第8条～第14条 【略】</p> <p>第15条 施行年月日 本規定は、<u>2025年4月1日</u>より施行する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>第1条～第6条 【略】</p> <p>第7条 公認の手続き 国内カートコースの公認申請手続きは、以下の通りとする。</p> <p>1. 申請手続き 公認申請者は、所定の申請書に必要事項を記入し、以下の添付書類と所定の申請料を添えて競技会開催の3ヶ月前までにJAFに提出すること。 また、更新手続きは公認の有効期間が満了する年の11月末日までに所定の申請書に必要事項を記入し、添付書類と所定の申請料を添えてJAFに提出すること。 ※添付書類については電子媒体にて作成したものを提出してもよい。その場合は、提出方法について予めJAFに確認すること。</p> <p>2. 【略】</p> <p>第8条～第14条 【略】</p> <p>第15条 施行年月日 本規定は、<u>2013年1月1日</u>より施行する。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>